

●香川県告示第112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和元年9月13日から同年10月4日まで一般の縦覧に供する。

令和元年9月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 丸亀詫間豊浜線（21号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市土器町西5丁目549番 地先から 丸亀市土器町西5丁目594番 地先まで	12.5~16.9	44	平成26年香川県告示第401号で 変更した区域

- 4 供用開始の期日 令和元年9月13日